

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○母体保護法施行細則の一部を改正する規則

(子ども・家庭支援課)

一

### 告 示

○宮城県議会定例会の招集

(財政課)

四

○保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託

(子育て社会推進課)

四

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

四

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

四

○県営土地改良事業の完了

(同)

五

○道路の区域変更

(道路課)

五

○道路の供用開始(二件)

(同)

五

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(五件)

(契約課)

六

## 規 則

母体保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十三号

母体保護法施行細則の一部を改正する規則

母体保護法施行細則(昭和二十七年宮城県規則第八十六号)の一部を次のとおり改める。

第一条中「。以下「法」という。」を削る。  
様式第一号から様式第五号までを次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

受胎調節実地指導員標識交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

氏 名

母体保護法施行令第1条第2項の規定による標識の交付を申請します。

記

本 籍

住 所

氏 名 年 月 日生

助産師、保健師又は看護師の別

指 定 番 号 第 号

指 定 年 月 日 年 月 日

備考 この申請書は正副2通提出すること。また、所定の手数料は、その額に相当する県の発行する収入証紙を正本に貼り付けること。

様式第2号 (第3条関係)

受胎調節実地指導員指定証訂正申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

氏 名

母体保護法施行規則第12条の規定により指定証の訂正を申請します。

記

旧 本 籍

新 本 籍

住 所 旧 氏 名 新 氏 名 年 月 日生

旧姓併記の希望の有無 有 ・ 無 旧 姓

助産師、保健師又は看護師の別 指 定 証 番 号 第 号

指 定 年 月 日 年 月 日 訂正申請の理由

備考 この申請書は正本に次の書類を添付して正副2通提出すること。また、所定の手数料は、その額に相当する県の発行する収入証紙を正本に貼り付けること。  
1 指定証  
2 戸籍抄本

様式第3号 (第3条関係)

受胎調節実地指導員指定証再交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

氏 名

母体保護法施行規則第14条第1項の規定により指定証の再交付を申請します。

記

本 籍

住 所

氏 名 年 月 日生

助産師、保健師又は看護師の別

指定証番号 第 号

指定年月日 年 月 日

申請の理由

- 備考 1 この申請書は正副2通提出すること。また、所定の手数料は、その額に相当する県の発行する収入証紙を正本に貼り付けること。  
2 指定証を損傷したときはその指定証を添えること。

様式第4号 (第3条関係)

受胎調節実地指導員標識再交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

氏 名

母体保護法施行規則第14条第2項の規定により標識の再交付を申請します。

記

本 籍

住 所

氏 名 年 月 日生

助産師、保健師又は看護師の別

指定証番号 第 号

指定年月日 年 月 日

申請の理由

- 備考 1 この申請書は正副2通提出すること。また、所定の手数料は、その額に相当する県の発行する収入証紙を正本に貼り付けること。  
2 標識を損傷したときはその標識を添えること。

様式第5号 (第3条関係)

受胎調節実地指導員指定取消申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

本人又は届出義務者 氏 名

受胎調節実地指導員の指定の取消しを指定証を添えて申請します。

記

本 籍

氏 名 年 月 日生

助産師、保健師又は看護師の別

指 定 番 号 第 号

指 定 年 月 日 年 月 日

申請の理由

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第四百二十七号

令和五年六月十四日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

令和五年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百二十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の取納事務を令和五年三月三十一日次のとおり委託した。

令和五年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都千代田区麹町一丁目六番地二

社会福祉法人日本保育協会

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和五年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一一五〇〇九七八	事業所の名称及び所在地 寿楽苑デイサービスセンター 大崎市古川小野字上 蝦沢五十七番地	指定障害福祉サービスの種類 生活介護	設置者名 社会福祉法人 大崎誠心会	指定年月日 令和五年六月一日
---------------------	--	-----------------------	-------------------------	-------------------

○宮城県告示第四百三十号

県営山元東部地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四

年法律第九十五号) 第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年六月六日から令和五年七月四日まで

三 縦覧場所

山元町役場

○宮城県告示第四百三十一号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和五年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事了年月日
伊豆沼2工区	区画整理事業(農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型)))	令和五年三月二十八日
豊里	農村地域防災減災事業(農村防災施設整備事業)	令和二年五月二十七日

○宮城県告示第四百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年六月六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道  
二 路線名 中田栗駒線  
三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備考
登米市石越町南郷字小谷地前二七三番一地从先から同市石越町南郷字西門沖一番一地从先まで		後 B	前 A	八・〇 四一・〇	一一三・八	一〇・五 一二・一	一七五・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第四百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年六月六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	築館栗駒公園線	栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林一六林班お一小班地先から同市栗駒沼倉栗駒岳国有林一六林班お一小班地先まで	令和五年六月六日

○宮城県告示第四百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年六月六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	若柳築館線	栗原市若柳字川南新街道下無番地先から 同市若柳字川南新街道下七番五地先まで	令和五年 六月九日

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和五年六月六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
宮城県利府町森郷字連沼四十三番四、四十三番五、五十八番、五十九番、六十一番、六十二番  
仙台市青葉区上杉二丁目一番十四号  
セルコホーム株式会社
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和五年六月六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
宮城県利府町森郷字後楽東二番七十一の一部、二番七十七の一部  
仙台市宮城野区小田原一丁目十番一  
レーベン  
仙台ザグランド六〇七  
無量井 章
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
令和五年六月六日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 陸上競技成績等表示用LED表示盤 一式  
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和五年五月十七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 有限会社ショーエー 宮城県仙台市青葉区川平三丁目四十七番十五号
- 五 落札金額 五千六百九十万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年四月七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
令和五年六月六日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ガスクロマトグラフ質量分析計ほか 一式  
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年五月十七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目八番二十九号
- 五 落札金額 三千二百五十万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年四月七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
令和五年六月六日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車（湿式・三七級） 二台  
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年五月十七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社NICHIJO 東北営業所 宮城県仙台市若林区新寺一丁目二番二十六号
- 五 落札金額 四千九百六十万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年四月七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車(湿式・三t級・路面整正装置付)

一台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町

三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和五年五月十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社N I C H I J O 東北営業所 宮城県仙台

市若林区新寺一丁目二番二十六号

五 落札金額 五千四百万円(消費税及び地方消費税を除く。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年四月七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年六月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車(湿潤式・三t級・路面整正装置付) 一台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町

三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和五年五月十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 三洋テクニクス株式会社 宮城県仙台市宮城野区  
苦竹三丁目一番四十号

五 落札金額 五千百四十万円(消費税及び地方消費税を除く。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年四月七日